

# ○「官庁営繕部工事技術検査要領について（通知）」の一部 改正について

平成18年5月11日 国 営 設 第 7 号

大臣官房官庁営繕部長 から 大臣官房官庁営繕部 整備課長 あて  
設備・環境課長

「官庁営繕部工事技術検査要領について（通知）」（平成8年1月29日付け建設省営監発第8号）を別添のとおり改正したので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、平成11年7月1日付け建設省営監発第37号官庁営繕部営繕工事技術検査基準(案)については、平成18年3月31日をもって廃止する。

## ○官庁営繕部工事技術検査要領

### (目的)

第1 この要領は、官庁営繕部の所掌する工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ効率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資すること並びに技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことを目的とする。

### (技術検査の実施)

第2 技術検査は、請負工事において会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の検査を実施するときに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中において官庁営繕部長（以下「部長」という。）が必要と認めたときは、技術検査（以下「中間技術検査」という。）を行うことができるものとする。

### (中間技術検査)

第3 中間技術検査は、完成及び既済（完済を含む）部分の検査時期並びに当該工事の主要工種を考慮し、出来形及び品質確認のうえで重要な時期に行うことを原則とする。

2 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査及び既済（完済を含む）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りでない。

3 部長は、請負者に対して検査日等を事前に通知するものとする。

### (技術検査を行う者)

第4 技術検査は、支出負担行為担当官又は契約担当官若しくはこれらの代理官が契約した工事にあつては、工事検査官、その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができる者と認められる者のうちから、その都度、部長が命ずる者が行うものとする。

### (技術検査の方法)

第5 第4の規定により技術検査を行う者（以下「技術検査官」という。）が技術検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

2 技術検査官は、技術検査を行うため、必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書又は物件の掲示、立会い若しくは工事に関する説明を求めることができるものとする。

### (技術検査の結果の復命)

第6 技術検査官は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式第1の技術検査復命書により、復命するものとする。

### (技術検査の結果の通知)

第7 部長は、施工について改善を要すると認めた事項等がある場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式第2により、請負者に通知するものとする。

### (工事成績の評定)

第8 技術検査官は、請負工事について技術検査を実施したときに、また工事中の施工状況等を把握する者（以下「技術評価官」という。）は、工事が完成したときに、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならないものとする。

2 技術評価官は、総括的な技術評価を行う者（以下「総括技術評価官」という。）及びその他評価を行う者（以下「主任技術評価官」という。）とする。

3 総括技術評価官は、官庁営繕部請負工事監督検査事務処理要領（昭和42年7月

17日付け建設省営管第592号)により任命された当該工事の総括監督員とし、主任技術評価官は主任監督員とする。

4 部長は、当該工事の契約後に遅滞なく、技術評価官を任命するものとする。

附 則

この要領は、平成8年2月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から適用する。

別記様式第1

平成 年 月 日

官庁宮繕部長 殿

技術検査官  
官職・氏名

印

完 成

請負工事 既済部分 第 回 技術検査復命書

中 間

工 事 名 ○ ○ ○ ○ 工 事

契約の相手方

上記工事の技術検査の結果について、次のとおり復命する。

1. 工事の概要

請 負 金 額

工 事 場 所

工 事 内 容

契約年月日 平成 年 月 日

工 期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

完 成 平成 年 月 日

既済部分技術検査 第 回 平成 年 月 日

中間技術検査 第 回 平成 年 月 日

2. 技術検査対象工事の設計及び施工について改善を要すると認めた事項

3. 現地における指示事項

4. その他

別記様式第2

国 営 設 第 号  
平 成 年 月 日

契約の相手方  
所在地  
商号又は名称  
代表者氏名 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部長  
○ ○ ○ ○ 印

請負工事 完 成  
既済部分 第 回 技術検査結果通知書  
中 間

平成○年○月○日に実施した（完成、既済部分第 回、中間第 回）技術検査の結果を通知します。

記

1 工 事 名 ○ ○ ○ ○ 工 事

2 工 期 自 平成 年 月 日  
至 平成 年 月 日

3 技術検査年月日 平成 年 月 日

4 技術検査の結果

5 問い合わせ先

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2  
国土交通省大臣官房官庁営繕部 設備・環境課 工事検査官  
(代表電話番号及び内線番号)